

平成17年2月28日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第3号
「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」についての意見

(社)日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. 費用処理

公開草案が、ストック・オプションを付与した場合、これに応じて従業員等から取得するサービスを費用処理するとしている点は、合理的であり、こうした案を提示されたことに敬意を表したい。

2. 費用認識の相手勘定

公開草案は、計上された費用に対応する貸方勘定については、負債の部と資本の部の間に独立の項目(新株予約権)として計上するとしているが、これには反対である。中間項目が増えることは多くの投資家にとって企業の財務内容の理解を難しくするとともに、ストック・オプションを資本計上する外国企業との比較を困難にする。

ストック・オプションは、いずれは企業の所有者に帰属することから、資本計上すべきと考える。

ストック・オプションは、現時点では払込資本ではないが、「将来払込資本となる可能性のある株主持分」である。かかる「株主持分」を、現行会計基準は、資本の部に計上してはいないが、将来における経済的便益の犠牲分ではないため、負債の性格を有していないことは明らかである。商法の制限がなくなった今この時期においてこそ、会計の側で資本についてきちんとした検討を行い、その計上場所を明確にすべきものとする。

公開草案は、ストック・オプションである新株予約権は現行の資本の部の「いずれにも該当しない」(第35項)としながら、「早急に貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行う」(第38項)としているが、この検討の中でストック・オプションの資本計上を可能とするよう強く要望する。この場合、ワラント・転換権も当然ストック・オプションと同様に資本計上すべきと考える。

3．オプション失効時の取り扱い

ストック・オプションは従業員からのサービス取得の対価として付与日においてその価値が確定している。上記2．における貸方項目の検討の結果、ストック・オプションが資本の部の中で払込資本ではなく独立の項目（例えば新株予約権）に計上される場合には、オプション消滅時に振替処理が必要になる。この場合、オプションが行使された場合と、失効した場合で振替先の相違は生じうると考える。

なお、ストック・オプションの付与を、既存株主と潜在株主の間の富の移転と考えるべきとの意見もあった。この立場にたてば、失効の場合には潜在株主から既存株主への富の移転が起こるので、利益計上することになる。

4．未公開会社の取扱い

未公開会社がストック・オプションの価値を上場会社と同様の方法で算定するのは負担が大きく、また類似会社方式を取った場合、恣意的に（費用計上を減らすように）類似会社を選ばれることもありうる。したがって、全ての場合に A 案を適用することには問題がある。

未公開会社にストック・オプションの活用を容易にさせるという視点から、最も簡明な処理を選択可能とする B-2 案を支持する。

なお、未公開会社は将来公開する前提でストック・オプションを付与するが、公正価値で評価すれば多額の費用を認識すべき場合もあり、投資家が未公開会社の株式価値の実態を正しく理解できるようにするためには、権利行使日に至るまで本源的価値を見直し、最終的に権利行使日において実現した価値に基づいて費用計上することが望ましいので B-1 案を支持するという意見もあった。

5．開示

決算短信等にも公開草案第 15 項の開示事項の注記を必須とすべきという意見があった。例えば、減損の早期適用では決算短信に注記を省いた企業が多数あったためである。

6．経過措置

「本会計基準の適用開始事業年度より前に付与され、本会計基準が適用されていないストック・オプションの条件を適用開始事業年度以後に変更した場合には、条件変更時点での条件変更後のストック・オプションの公正な評価単価が、付与日における公正な評価単価を上回った部分につき、条件変更日以後、本会計基準を適用して会計処理を行う」（第 17 項）とあるが、付与日に遡った公正価値の算定は困難と考えられるため、下線部を「条件変更日における変更前条件による」とすべきという意見があった。

以 上